

北朝鮮による弾道ミサイル発射について

－ 山形県知事コメント －

令和元年10月2日

「本日7時10分頃、北朝鮮東岸より、2発の弾道ミサイルが発射され、このうち1発が7時17分頃、北朝鮮沿岸の我が国の排他的経済水域（EEZ）外に落下し、もう1発が7時27分に島根県島後（どうご）沖日本海上の我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したとみられる。」との発表が政府からありました。

本県として、直ちに、関係情報を各市町村や関係機関に伝達するとともに、本県関係漁船及び県実習船、県漁業調査船などの安全を確認したところ です。

北朝鮮が、弾道ミサイル発射を強行したことは、国連安全保障理事会決議に違反するものであり、断じて許されることではありません。本県としても、県民生活の安全・安心に甚大な影響を及ぼしかねないことから、政府には、断固とした対応をとられるよう求めるものであります。

【担当】

山形県防災くらし安心部

次長（兼）危機管理広報監 橋本 仁

電話：023-630-2450